

地球温暖化対策基本法案  
(環境大臣案の概要)  
平成 22 年 2 月

※ 環境省において検討途上の案の概要であり、各方面の意見を受け、今後、変更があり得る。

## 1 目的

この法律は、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととなるない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止すること及び地球温暖化に適応することが人類共通の課題であり、すべての主要国が参加する公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みの下に地球温暖化の防止に取り組むことが重要であることにかんがみ、世界全体における温室効果ガスの排出の量の削減に貢献するとともに、国際社会の中で率先して脱化石燃料社会への社会経済構造の転換を促進しつつ、我が国における温室効果ガスの排出ができる限り抑制される社会を実現するため、中長期的な目標、施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、経済の成長及びエネルギーの安定供給を図りつつ地球温暖化対策を推進し、もって地球環境の保全に貢献するとともに、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とすること。

## 2 基本原則

- (1) 地球温暖化対策は、新たな生活様式の確立等を通じて、豊かな国民生活及び産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出の量を削減し、並びに温室効果ガスの吸収作用を保全し、及び強化することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならないこと
- (2) 地球温暖化対策は、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならないこと
- (3) 地球温暖化対策は、地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に資する技術の開発研究開発及びその成果の普及が図られるよう、行われなければならないこと。
- (4) 地球温暖化対策は、雇用の安定を図りつつ、地球温暖化の防止又は地球温暖化への適応に資する産業の発展及びこ

れによる就業の機会の増大が図られるよう、行われなければならないこと

(5) 地球温暖化対策は、エネルギー、生物の多様性の保全、食料の安定供給の確保等に関する施策との連携を図りつつ、また、事業者、国民の理解を得つつ、行われなければならないこと 等

### 3 中長期的な目標

#### (1) 温室効果ガスの排出の量の削減に関する中期目標

- ① 国際的に認められた知見に基づき、平成32年までに達成を目指すべき我が国における一年間の温室効果ガスの排出量（吸収源、国際貢献を含みうる。）は、平成2年における温室効果ガスの排出量からこれに25パーセントの割合を乗じて計算した量を削減した量とすること。
- ② ①に規定する目標は、すべての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる場合に設定されるものとし、政府は、主要な国による当該国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標の合意が実現するよう努めるものとすること。

#### (2) 温室効果ガスの排出の量の削減に関する長期目標

国際的に認められた知見に基づき、平成62年までに達成を目指すべき我が国における一年間の温室効果ガスの排出量は、平成2年における温室効果ガスの排出量からこれに80パーセントの割合を乗じて計算した量を削減した量とし、政府は、平成62年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減することを目指すとの目標をすべての国と共有するよう努めるものとすること。

#### (3) 中長期目標の達成努力

国は、中長期目標の達成に資するため、基本的施策を総合的、有効適切かつ効率的に講じなければならないものとすること。また、中期目標が設定されるまでの間においても、長

期目標の達成に資するよう、適切な基本的施策を積極的に講ずるものとすること。

#### (4) 再生可能エネルギーの供給量に関する中期的な目標

国は、我が国における再生可能エネルギーの供給量の割合の目標を、平成32年までに10パーセントに達するようにするものとすること。

※再生可能エネルギー

太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、太陽熱その他

### 4 基本計画

政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために、地球温暖化対策に関する基本計画を定めなければならないものとすること。

### 5 基本的施策

#### (1) 国内排出量取引制度の創設

① 国は、温室効果ガスの排出の量の削減が着実に実施されるようにするため、国内排出量取引制度を創設するものとし、地球温暖化対策のための税の検討と並行して検討を行い、このために必要な法制上の措置を講ずるものとすること。(法制上の措置を講ずる期限について調整中)

② ①の法制上の措置を講ずる場合においては、排出者の範囲その他国内排出量取引制度の適正な実施に関し必要な事項を定めるものとすること。

#### (2) 地球温暖化対策のための税の検討その他の税制全体の見直し

国は、地球温暖化対策を推進する観点から、税制全体のグリーン化(環境への負荷の低減に資するための見直しを言う。)を推進するものとし、グリーン化の一環として、地球温暖化対策のための税について、平成23年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとすること。

#### (3) 固定価格買取制度

国は、再生可能エネルギーの利用を促進するため、固定価格買取制度を創設・拡充するものとすること。

#### (4) 各分野の取組に係る規定

##### ① 日々の暮らしにかかわる取組

- 国は、再生可能エネルギーの利用を促進するため、利用設備の設置の促進、再生可能エネルギー電気の供給に資するための電力系統の整備の促進等の施策を講ずること。
- 国は、エネルギー効率性の優れた機械器具や建築材料、ICT（情報通信技術）を利用した省エネ等の普及の促進等の施策を講ずること。
- 国は、事業者・国民の自発的な活動の実施を促進するため、製品や交通手段の選択等に関する情報の提供等の施策を講ずること。
- 国は、地球温暖化の防止・適応に関する教育・学習の振興及び広報活動の充実のために必要な施策を講ずること。
- 国は、事業活動・製品の利用に伴う温室効果ガスの排出量に関する情報の提供の促進等の施策を講ずること。

##### ② ものづくりにかかわる取組

- 国は、再生可能エネルギー、二酸化炭素の回収・貯留、燃料電池その他の温室効果ガスの排出の抑制に資する革新的な技術の開発の促進等の施策を講ずること。
- 国は、エネルギー効率性の優れた機械器具や建築材料、ICT（情報通信技術）を利用した省エネ等の普及の促進等の施策を講ずること。（再掲）。
- 国は、温室効果ガスの排出の量がより少ないエネルギーへの転換を促進すること。
- 国は、地球温暖化防止等に資する新たな事業を創出するための施策を講ずること。
- 国は、フロン類等の使用の抑制並びに適正かつ確実な回収及び破壊の促進、代替物質を使用した製品の開発の促進等の施策を講ずること。
- 国は、メタン及び一酸化二窒素の排出を抑制するための施策を講ずること。

### ③ 地域づくりにかかる取組

- 国は、地球温暖化の防止及び地球温暖化への適応に資する地域社会の形成を推進するため、土地利用に関する施策における温室効果ガスの排出の抑制等に資するための配慮、公共交通機関の整備等による都市機能の集積、エネルギーの共同利用の促進等の施策を講ずること。
- 国は、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、森林の整備・保全、緑地の保全・緑化の推進等の施策を講ずること。
- 国は、地方公共団体が地球温暖化対策を策定・実施するための費用について必要な財政措置等を講ずること。

### (5) 原子力の利用

### (6) 國際的協調のための施策

国は、地球温暖化対策に関する国際的な連携の確保、国際的な資金の提供に関する新たな枠組みの構築、我が国の国際貢献が適切に評価される仕組みの構築等の国際協力を推進すること。

### (7) 地球温暖化への適応

国は、地球温暖化への適応を図るために施策を計画的に推進すること。

### (8) 監視観測等の実施

国は、地球温暖化の状況に関する監視及び観測を行うとともに、科学的知見の充実を図るために調査を実施し、並びに適確な対策を策定するため、諸外国における制度の調査検討を行うものとすること。

### (9) 政策形成への民意の反映

国は、地球温暖化対策に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、広く国民の意見を求め、考慮するものとすること。

### (10) 地方公共団体の施策

地方公共団体は、その区域の自然的・社会的条件に応じた地球温暖化対策を、総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施すること。